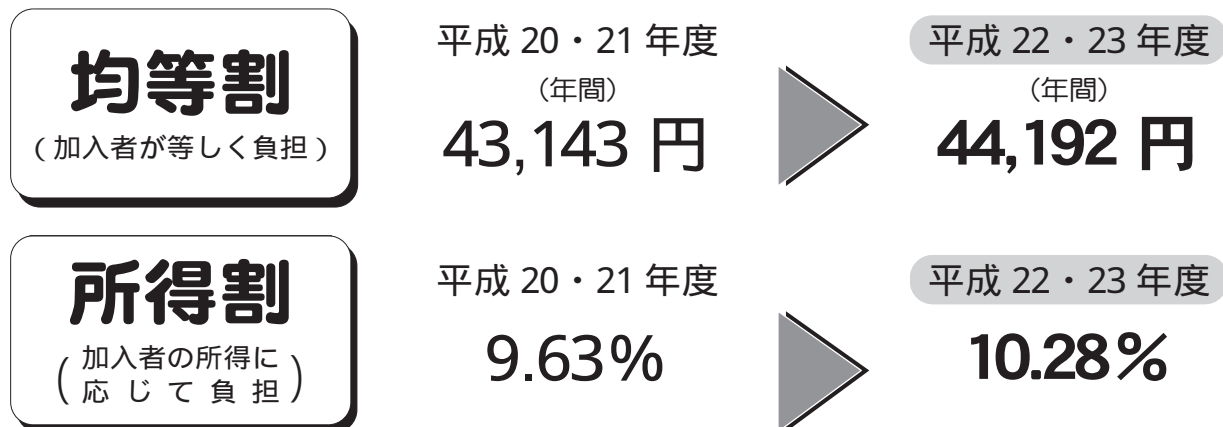


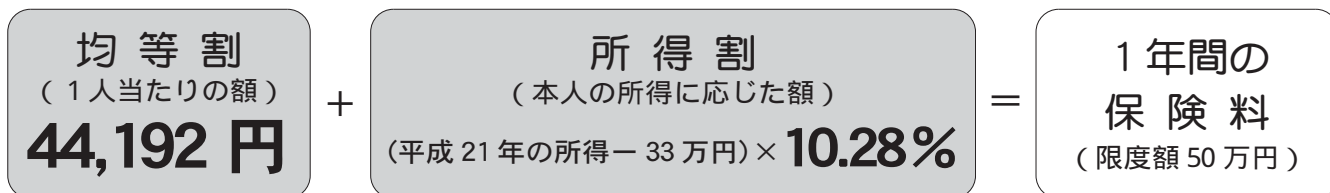
後期高齢者医療制度 保険料率が変わります

平成 22・23 年度の新しい保険料率が決まりましたのでお知らせします。なお、この保険料率は、2 年ごとに決めることになっています。



平成 22 年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7 月に保険料額決定通知書で個別に通知します。



1 年間の保険料は、100 円未満を切り捨てます。

所得とは...前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額。なお、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。

保険料の軽減

【均等割の軽減】

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

所得が下記の金額以下の世帯	軽減割合	平成 21 年度の 軽減後の均等割	平成 22 年度の 軽減後の均等割
33 万円	8.5 割	6,300 円	6,628 円
被保険者全員の年金収入がそれぞれ 80 万円以下で、他の所得がない	9 割	4,300 円	4,400 円
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除く世帯の被保険者数)	5 割	21,571 円	22,096 円
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割	34,514 円	35,353 円

【所得割の軽減】

被保険者個人の所得で判定します。前年の所得から33万円を引いた額(賦課のもととなる所得金額)が、58万円以下の方は所得割が5割軽減となります。

例えば 被保険者の年金収入が180万円、公的年金等控除120万円の場合

賦課のもととなる所得金額
180万円 - 120万円 - 33万円

=

27万円

58万円以下なので軽減に該当



所得割の金額

27万円(賦課のもととなる所得金額) × 10.28%(所得割率) × 5割(軽減率) = 13,878円

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となり、年間の保険料が4,400円になります。

被用者保険とは...全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業の健康保険など)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係

国保加入の皆さん!

脳ドックを受診しませんか

- 対象
- ・岩見沢市の国民健康保険に加入している50歳以上の方
 - ・平成22年3月31日現在、保険料を完納している方、もしくは5月までに完納見込みの方
 - ・ペースメーカー、人工内耳を埋め込んでいる方、すでに脳外科等で治療を受けている方はご遠慮ください。また、金属や機器が体内にある方は検査を受けられない場合があります。

実施期間 5月～平成23年3月(受診日等は市で指定し、後日連絡します)

実施医療機関 市立総合病院(9西7)、岩見沢脳神経外科(8西19)

検診料金 5,000円

実施人数 100人(応募者多数の場合は、初めて受診する方を優先して抽選します)

申込期限 4月16日(金)(当日消印有効)

申込方法 封書または、はがきで、住所、氏名、生年月日、電話番号、被保険者証番号を記入し、郵送してください。電話等での受け付けは行いません。

申込・問合せ先 ①068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所健康推進課国保係

申し込みは、封書または、はがき1通で1人分とし、1人1回限りです。

